

津市立白山こども園通園バスの利用に関する要綱

平成18年4月1日訓第185号

改正 平成22年1月27日訓第2号

平成29年8月31日訓第79号

平成30年3月30日訓第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立白山こども園に通う園児の通園に利用するバス（以下「通園バス」という。）の運行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行する区域)

第2条 通園バスは、白山地域及び美杉地域に限り運行するものとする。

(対象者)

第3条 通園バスを利用することができる者は、津市立白山こども園に通う園児とし、満2歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から利用することができるものとする。

(利用の申込み)

第4条 通園バスの利用を希望する園児の保護者は、津市立白山こども園通園バス利用申込書（第1号様式）により市長に申し込むものとする。

(利用の変更の届出)

第5条 通園バスを利用する園児の保護者がその利用を変更しようとするときは、津市立白山こども園通園バス利用変更届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

(経費の負担)

第6条 通園バスを利用する園児の保護者（次に掲げる者を除く。）は、当該通園バスの運行及び管理に必要な経費の一部として、一月当たり1,500円（一月の利用日数が10日に満たない場合にあっては、750円）を負担するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者

(2) その他市長が特別の事情があると認める者

2 前項の経費は、利用月分を当該月の翌月10日（4月分及び1月分にあつ

ては、当該月の翌月 20 日)までに支払わなければならない。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日訓第 185 号)

この訓は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 1 月 27 日訓第 2 号)

この訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 8 月 31 日訓第 79 号)

この訓は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日訓第 30 号)

1 この訓は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の津市立白山こども園通園バスの利用に関する要綱の規定は、この訓の施行の日以後の通園バスの利用について適用し、同日前の通園バスの利用については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度

津市立白山こども園通園バス利用申込書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ー ）

住所

保護者 氏名

㊞

電話

次のとおり津市立白山こども園の通園バスを利用したいので、申し込み
ます。

認定区分	・ 1 号認定 ・ 1 号認定（預かり保育利用） ・ 2 号認定 ・ 3 号認定 （該当するものに○印をしてください。）	（ふりがな） 園 児 氏 名	
クラス名		年 齢	（ 年 4 月 1 日現在）
地 区 名	家城 大三 川口 倭 ハッ山 美杉 （乗降場所の地区名に○印をしてください。）		
乗降場所		利用開始日	年 月 日
備 考			

第 2 号様式（第 5 条関係）

年度

津市立白山こども園通園バス利用変更届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ー ）

住所

保護者 氏名

㊞

電話

次のとおり津市立白山こども園の通園バスの変更を届けます。

認定区分	・ 1 号認定 ・ 1 号認定（預かり保育利用） ・ 2 号認定 ・ 3 号認定 （該当するものに○印をしてください。）	（ふりがな） 園 児 氏 名	
クラス名		年 齢	（ 年 4 月 1 日現在）
変更事由	・ 通園バスの利用中止 ・ 乗降場所変更 ・ 1 号認定預かり保育中止（1 4 時降園） ・ 1 号認定預かり保育利用（1 5 時 5 0 分降園） （該当するものに○印をしてください。）		
変更後の乗降場所		変 更 後 の 利用開始日	年 月 日
備 考			